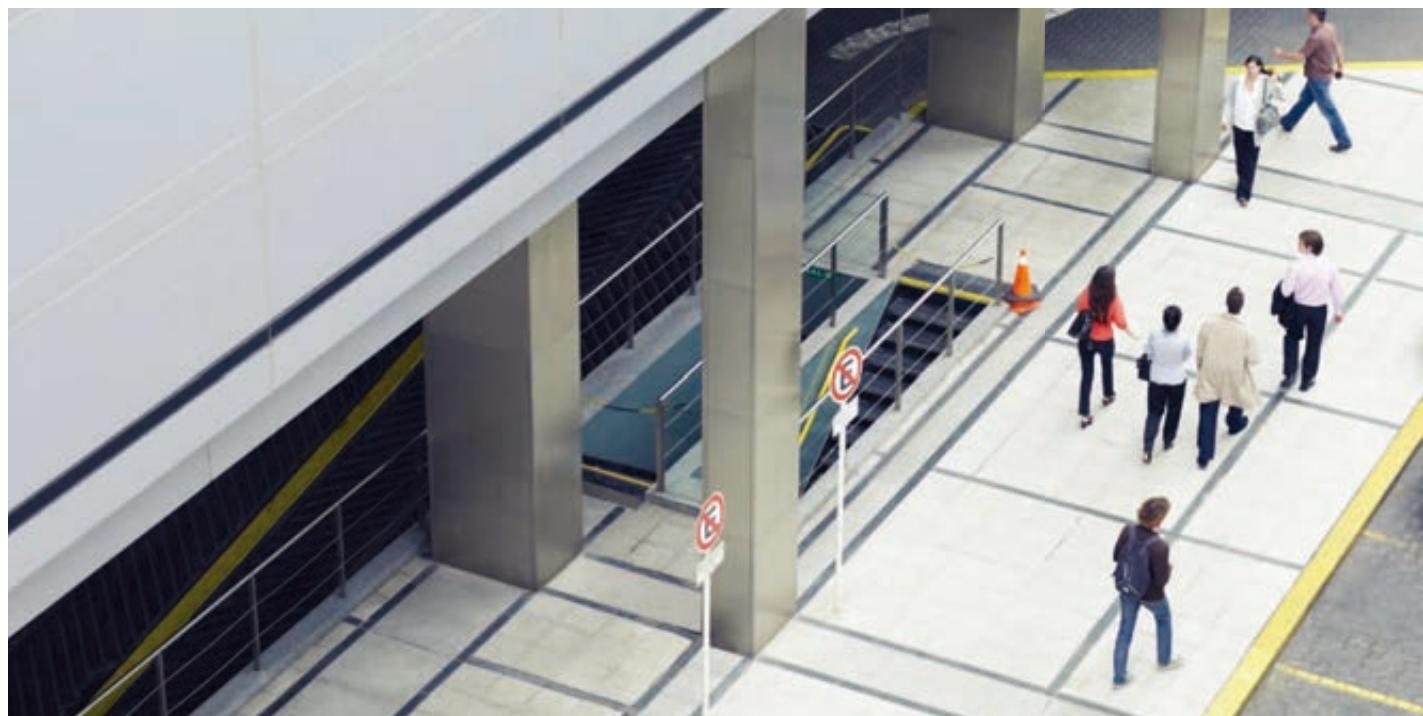


# 日本における経済犯罪 現状と対策



組織内部の人物による犯行

**82%**

日本

**61%**

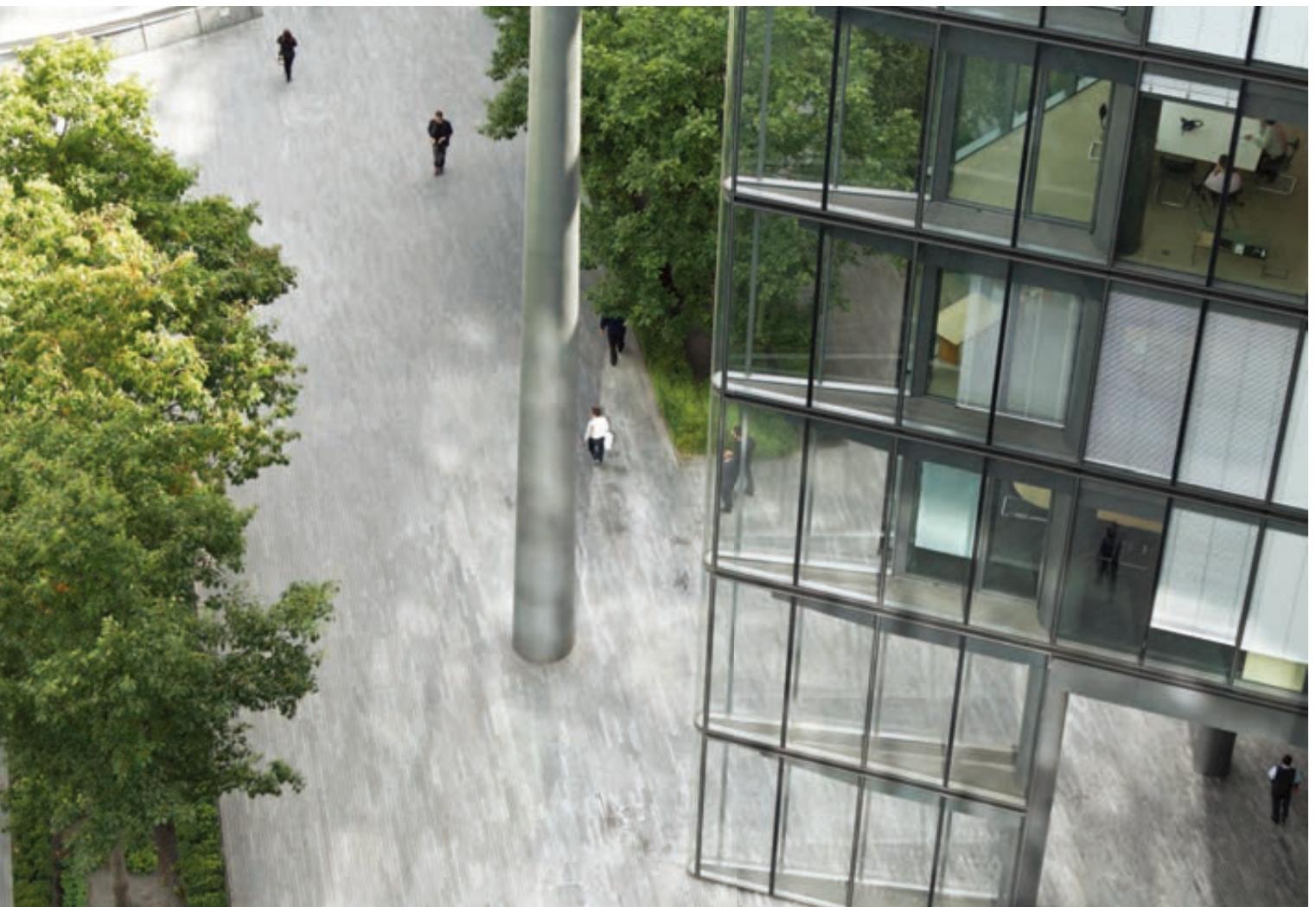
アジア太平洋

**56%**

世界全体

# 序文

昨年PwCは、世界的な経済犯罪実態調査を行い、95カ国以上から調査に対する回答を得た。本報告書では、それらの回答の中でも特に日本に焦点を置き、その結果を日本および他アジア各国を集計したアジア太平洋地域<sup>1</sup>と世界全体での結果と比較をしている。日本の結果は表面的には悪くないように見えるが、背後には不十分な不正防止および検知の問題を抱えているようである。



<sup>1</sup>アジア太平洋地域に含まれている国々はオーストラリア、中国（香港除く）、香港・マカオ、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、シンガポール、タイとベトナムである。

# 目次

## 序文

日本における経済犯罪—深刻な問題か否か 2

起こりうる不正を正しく認識しているか? 4

サイバー犯罪の脅威と起こりうる被害 6

企業を取り巻く不正リスクの把握 8

内部統制—現状維持は選択肢ではない 10

不正は主に企業内部で起こっている 11

調査と改善—経済犯罪が発覚した場合 12

## お問い合わせ先

### 調査概要

調査期間: 2013年8月～2013年10月

調査方法: オンラインによる選択式アンケート調査

有効回答数: 世界95カ国から5,128（うち、アジア太平洋906、日本75）

回答者の特徴: 【世界全体】回答者の50%が組織を代表する経営幹部、35%が上場企業、54%が従業員1,000人超の企業

【日本】回答者の32%が組織を代表する経営幹部、55%が上場企業、65%が1,000人超の企業（業種は、通信、小売、運輸、保険、製薬、製造、自動車業、金融など）

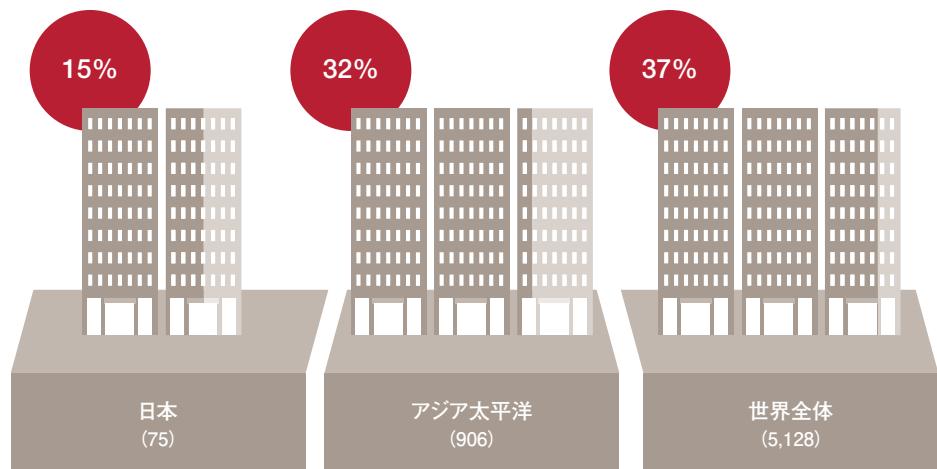
※本文および図表における回答の比率は、小数点第一位で四捨五入した数字です。そのため、全体の合計が100にならない場合もあります。

被害にあったとする日本企業の回答率は低い。  
しかし、犯罪の発生率は本当に低いのか？

## 日本における経済犯罪－深刻な問題か否か

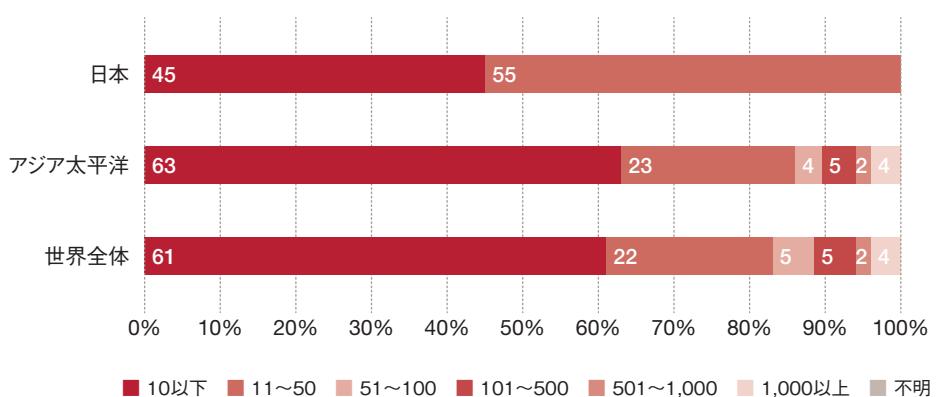
日本企業はアジア太平洋地域や世界全体と比べ、過去に経済犯罪が起きたという報告は少ないが、被害の程度は深刻な傾向にある。今年の調査に参加した日本企業のうち、過去24カ月で経済犯罪の被害にあったと報告している企業は15%であったが、アジア太平洋地域では32%、世界全体では37%であった（図表1）。表面的には日本企業にとって安心感を与える結果だが、実際には、経済犯罪の発見率が低い、または高い被害件数を報告したくないとの意識から結果が過少報告されている可能性も否めない。日本企業において効果的な不正を発見するためのプログラムが不足している現状は、内部統制の構築、経済犯罪の検査や調査、改善などを支援してきた私たちの経験からも言えることである。

図表1 経済犯罪の被害にあったと回答した企業



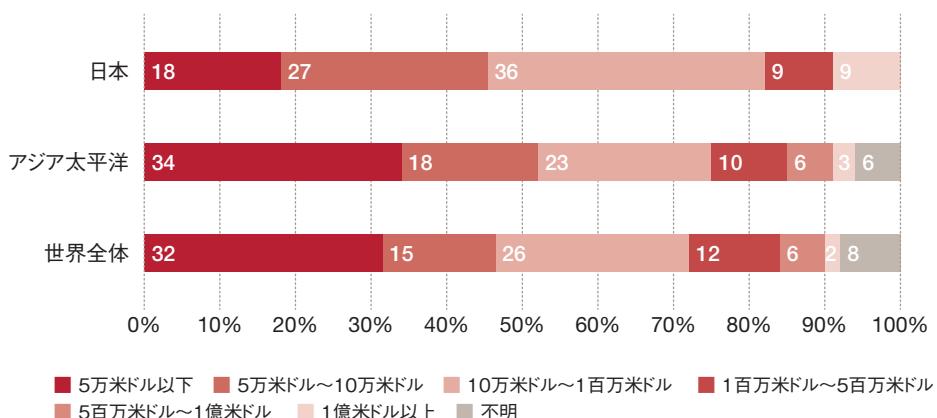
不正が発見された際、日本企業では自社企業内で多数の事件を発見することが多いようである。日本企業は他国と比べ経済犯罪被害にあったと回答した企業は少ないが、被害にあった企業内での過去2年の犯罪件数を聞いたところ、日本企業は他国と比べ一社あたりの被害件数が多く、大半（55%）が11件から50件の経済犯罪・不正があったと答えた。この回答はアジア太平洋地域や世界全体と比較して高いものとなっている。アジア太平洋地域と世界全体の過半数（それぞれ63%と61%）が10件以下と答えている（図表2）。

**図表2 経済犯罪の被害件数（被害にあったと回答した企業1社あたり）**



また、日本企業で被った経済犯罪損害額も、アジア太平洋地域と世界全体と比較して高かった。過去24カ月で経済犯罪を経験した企業のうち、損害額について、日本企業で最も多かった回答は、10万米ドルから100万米ドル（36%）だったが、アジア太平洋地域（35%）と世界全体（32%）では5万米ドル以下が最も多いため（図表3）。これらの結果から、日本企業の経済犯罪による被害はアジア太平洋地域や世界全体の企業の被害より大きいことが分かる。

**図表3 経済犯罪の損害額（被害にあったと回答した企業1社あたり）**



**69%**

の日本企業は資産の横領は自社内で起こる可能性は低いと回答しているが、実際過去24カ月の間に日本企業が被害にあった経済犯罪のうち、91%は資産の横領であった。

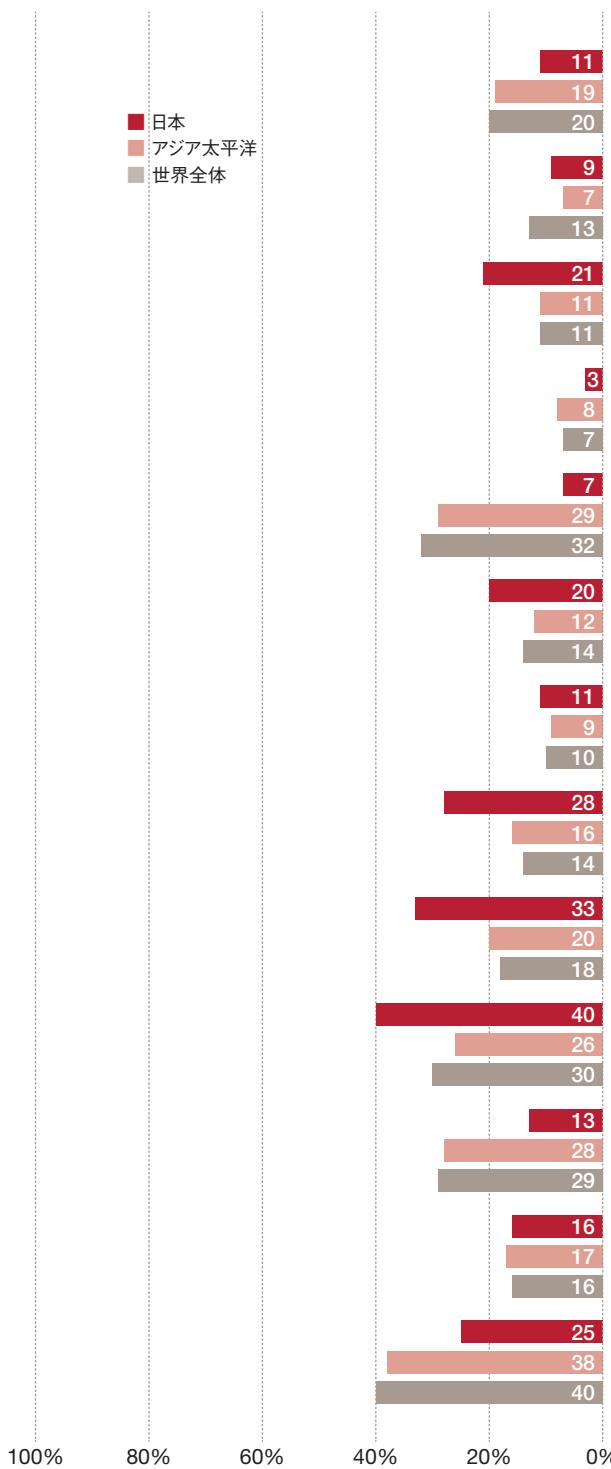
## 起こりうる不正を正しく認識しているか？

回答結果を見る限り、日本企業の経営陣は全体的に自社で経済犯罪が起こる可能性を楽観視しているようである。具体的には、資産の横領、会計不正、贈収賄や汚職、調達に関する不正と人事に関する不正は自社で起こりにくいと考えており、反対に、サイバー犯罪、知的所有権侵害、マネーロンダリングおよびインサイダー取引の危険は高いと認識している。しかし、危険と認識している犯罪と実際頻繁に起こる犯罪は必ずしも一致しない（図表4）。例えば、69%の日本企業は資産の横領は自社内で起こる可能性は低いと回答しているが、実際過去24カ月の間に日本企業が被害にあった経済犯罪のうち、91%は資産の横領であった。それに次いで事例が多い経済犯罪は贈収賄や汚職であったが、この犯罪に対しても経営陣の危険意識は低かった。また知的所有権侵害については、日本企業の経営陣の33%が危険が高いと認識している中、アジア太平洋地域では20%、世界全体では18%となっている。この結果は近年日本で活発になっている知的財産保護および正当なライセンス収益保護の動きと一致している。

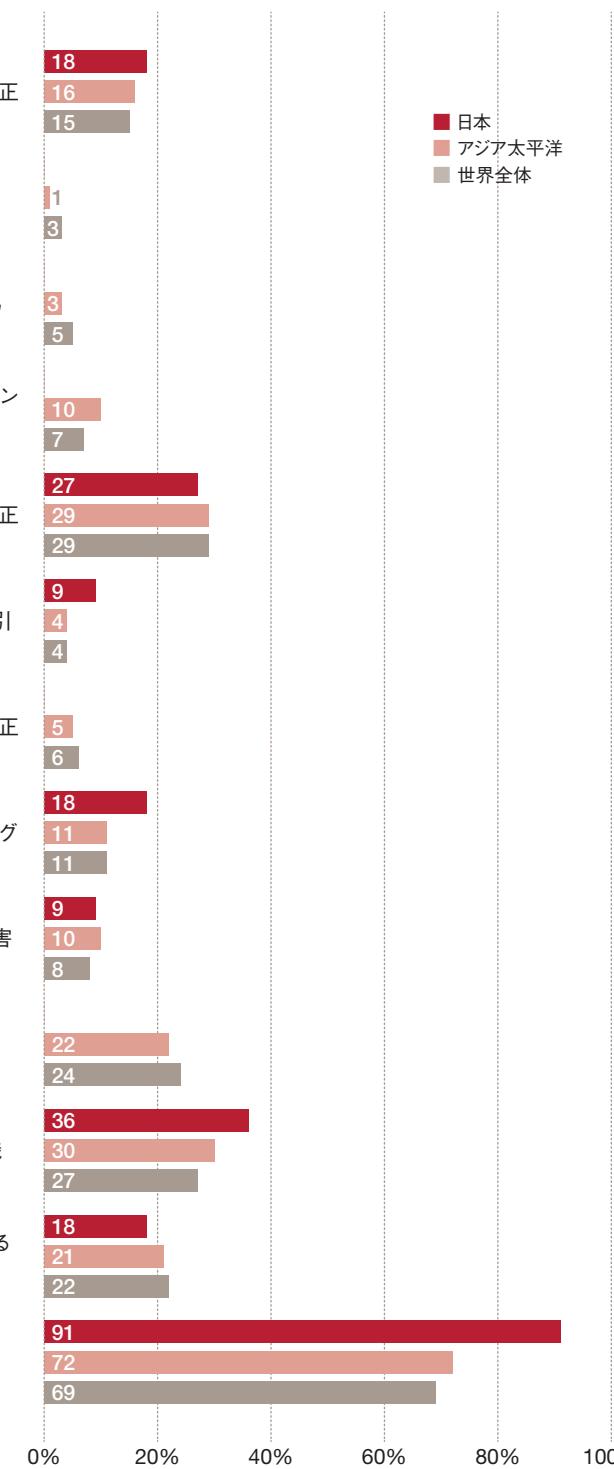


図表4 経済犯罪発生の想定および報告

「今後24カ月の間に発生する可能性がある不正」の回答率  
(全日本企業が対象)



「過去24カ月の間に実際に被害にあった不正」の回答率  
(実際に被害があったと回答した企業が対象)



**40%**

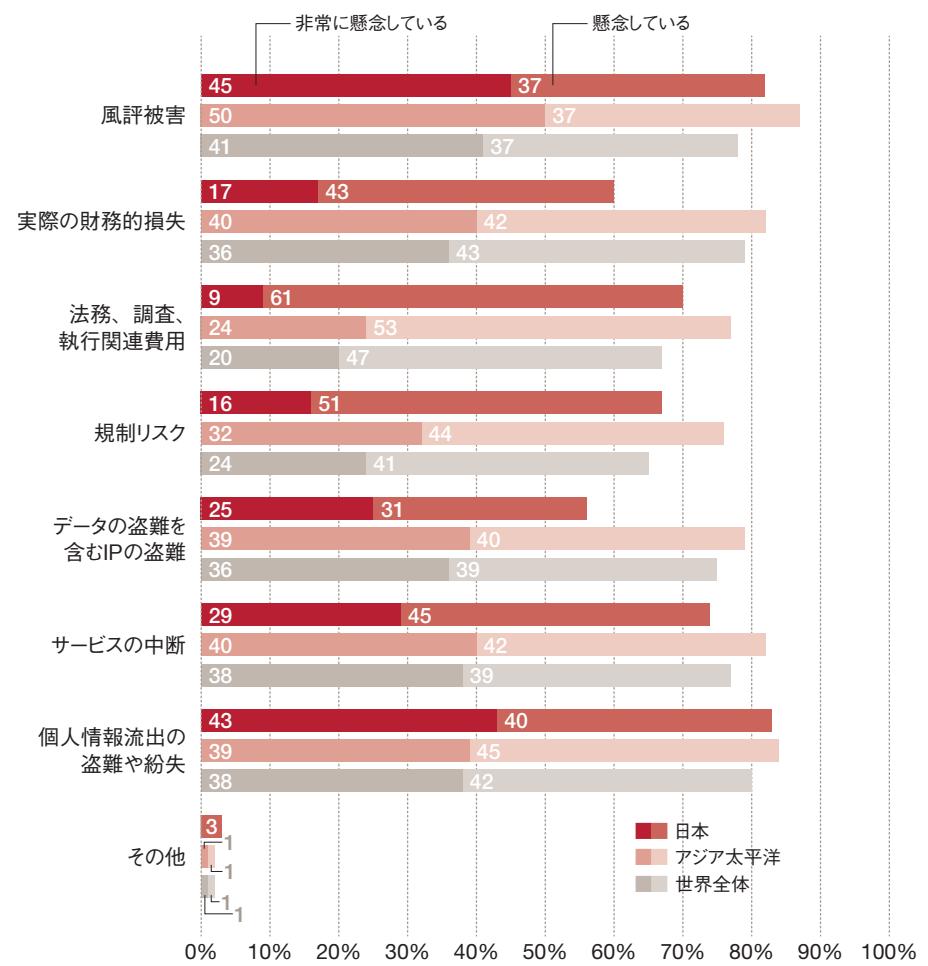
の日本企業が今後24カ月のうちにサイバー犯罪の被害にあう可能性があると回答

## サイバー犯罪の脅威と起こりうる被害

世界がインターネットなどを通じてつながっていくにつれ、企業のサイバー犯罪への意識も高めなければならない。本調査の結果では、世界全体で報告されている経済犯罪のうち、サイバー犯罪は、4番目に多く報告されている犯罪である（図表4）。過去24カ月の間にサイバー犯罪の被害にあったと報告した日本企業は一社もなかつたが、今後24カ月において40%の企業が被害にあう可能性があると回答している。この比率は、世界全体（30%）、アジア（26%）をも上回っており、日本におけるサイバー犯罪への警戒意識の高さがうかがえる結果となっている。サイバー犯罪の影響として懸念されているものは主に評判の失墜、サービスや業務の中止、個人情報の盗難や紛失、法務や調査に係る費用、規制当局への対応にかかる費用および規制リスクとなっている。しかしサイバー犯罪の影響で起こりうる財務的損失に関しては、日本企業は全般的に楽観視している傾向にある。



図表5 サイバー犯罪によって及ぶ影響の懸念

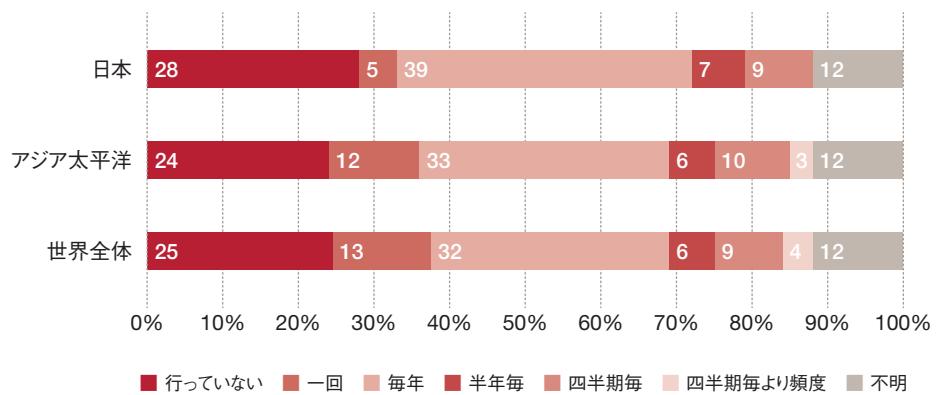


アジア太平洋地域や世界全体に比べ、日本は約半分ほどの企業しか英國贈収賄法への対応をしていない。

## 企業を取り巻く不正リスクの把握

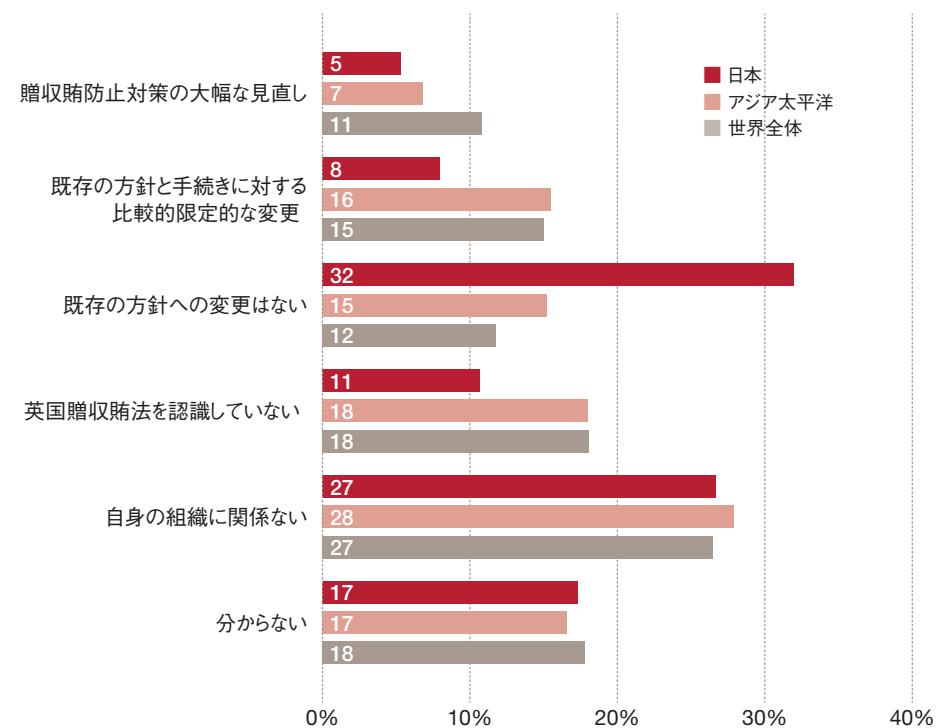
多くの日本企業は内部統制のシステムを導入しているが、不正リスク評価を過去24カ月の間どれくらいの頻度で行っているかとの質問に、評価を全く行っていない企業は日本では28%、アジア太平洋地域では24%、世界全体では25%となっており、日本企業が不正リスク評価をしていない率が若干高い結果となっている（図表6）。評価を全く行っていない日本企業のうち、67%は「不正リスク評価がどのようなものかよく分からない」ことが理由と回答しており、世界全体の30%に比べかなり高いものとなっている。日本では、まずは不正リスク評価についての理解が必要な段階にあるといえる。

図表6 不正リスク評価の頻度



英國贈収賄法が2011年7月1日に施行された。この贈収賄法への対応として、自社の規定や方針などを修正したと回答した企業は、日本では13%しかいないのに対し、アジア太平洋地域では23%、世界全体では26%が積極的に自社の規定や方針を修正したと回答している（図表7）。アジア太平洋地域や世界全体に比べ、日本は約半分ほどの企業しか英國贈収賄法への対応をしていない。日本企業は規制環境が変化していることは認識しているが、現時点では積極的にコンプライアンスプログラムや社内手続き、内部統制等を変更せず、様子を見る姿勢を取っているようである。贈収賄や汚職関連の規制が増加している現在、日本企業の腐敗防止プログラムも改良、強化されることが期待される。

**図表7 2011年7月1日に施行された英國贈収賄法に対する対応**



内部通報制度の導入

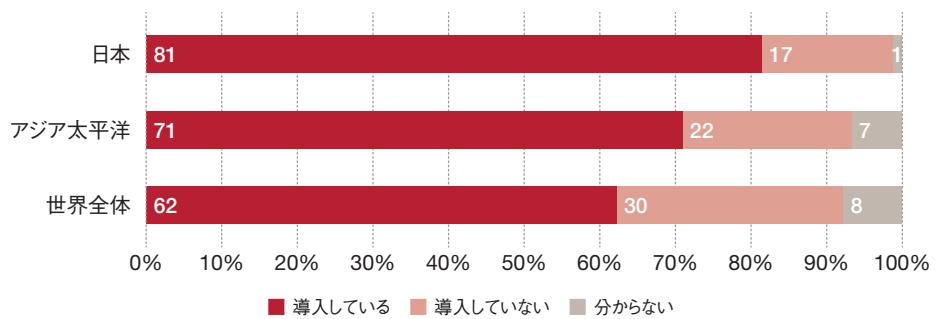
日本81%、アジア太平洋71%、世界全体62%

しかし、日本企業の多くはその効果に疑念をもっている

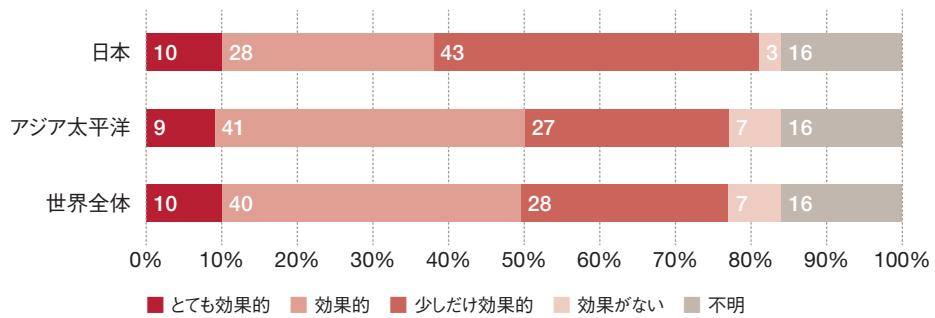
## 内部統制—現状維持は選択肢ではない

日本企業では不正発見および防止に対し何らかの対策を取っている企業が多く、調査に回答した日本企業の多くが不正発見および防止に関する内部統制プログラムを実施していた。回答企業のうち、内部通報の仕組みを導入しているかという質問に対し、日本では81%、アジア太平洋地域は71%、世界全体では62%と、日本企業の内部通報制度導入が大幅に多い結果となった（図表8）。内部通報の仕組みを導入している企業のうち、日本企業の43%は自社の内部通報の仕組みが経済犯罪防止および発見に「少しだけ効果的」と答えている（図表9）。これだけの日本企業が、自社の内部通報の仕組みの有効性に疑念をもっている、という点も不正発見を妨げている一要因といつても過言ではない。効果のない、または効果の薄い内部通報の仕組みを導入しているようでは、組織内での不正発生を正確に把握できない。このように内部通報の仕組みに疑念を抱く企業は、現在の仕組みの問題点を洗い出し、より効果的なプログラムを築き上げるべきであり、その上で、不正被害の正確な損害額や影響を図るべきであろう。

図表8 内部通報制度の導入状況



図表9 内部通報制度の有効性



**82%**

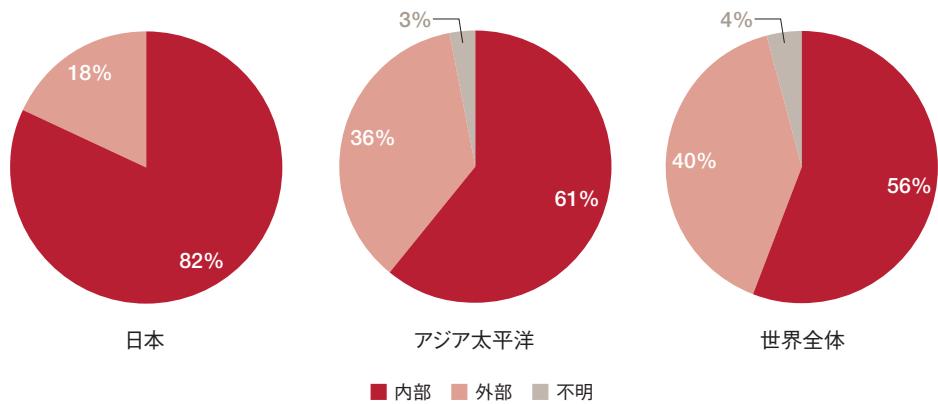
の日本企業では、組織内部の人物による犯行

## 不正は主に企業内部で起こっている

日本企業が直面する経済犯罪は、外部の犯行より内部による犯行が主である。82%の日本企業が不正が組織内部の人物によるものと回答している反面、アジア太平洋地域では61%、世界全体では56%であった（図表10）。犯行の大半が内部者によるものであることを考慮すると、組織内の不正防止および発見が効果的に行える内部統制の確立が重要になってくる。それと同時に、管理が難しい外部者の行動に着目することも重要である。企業は取引前に、取引相手についての調査や評価を十分に行い、リスクアセスメントおよび取引先との取引について定期的にレビューするといったプロセスを導入していくことが重要となる。

図表10 不正行為者（内部または外部）

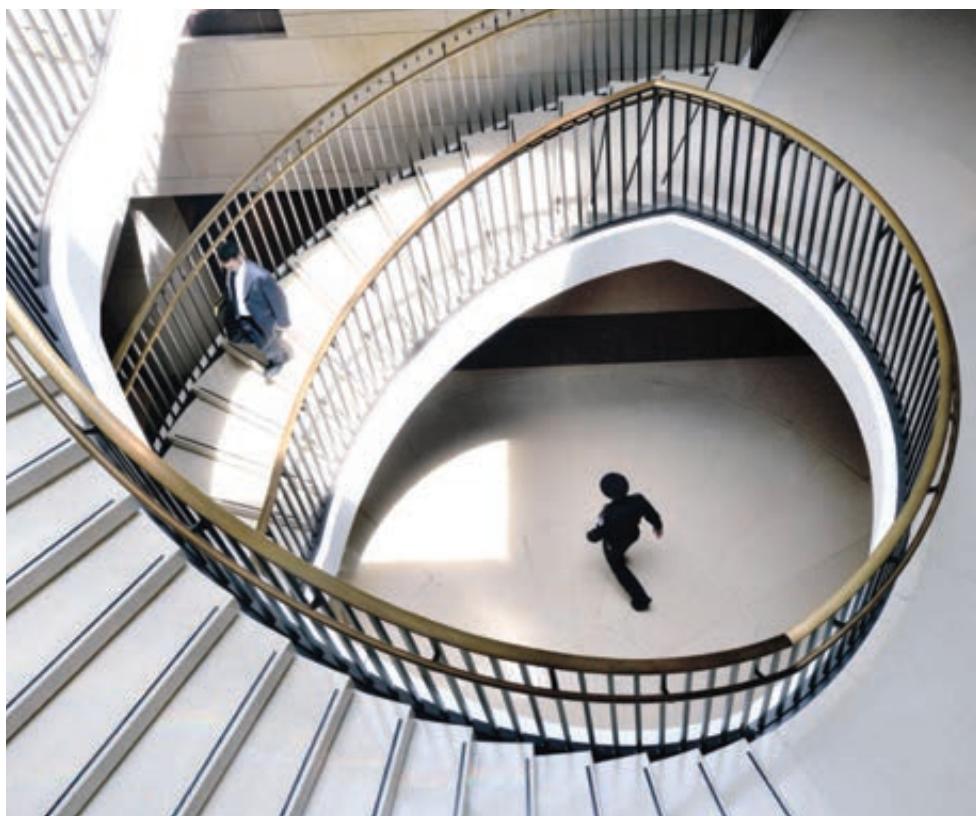
（被害にあったと回答した企業が対象）



# 調査と改善—経済犯罪が発覚した場合

正確に内部統制の改善を試みるには、組織はまず問題点がどこに存在するかを理解しなくてはならない。従って不正が発見された際は自社で内部調査を行う、またはフォレンジック専門の会計士を雇うなどして適切な人選を行い、調査を進めていく必要がある。内部調査の規模や範囲は、不正の内容によって都度設定するべきであり、現地の規制や法律への遵守なども念頭に置かなければならない。規制監督機関、株主や他出資者からの企業への情報開示要求は年々増加傾向にあるので、不正発覚時の対応を適切に行う事は非常に重要である。またその対応は各メディアからも注目されている。

経済犯罪や不正の対象、性質および影響の全体像が理解できて初めて、問題に対処する的確な改善策の考案と実施が可能になる。改善策は、統制の追加や改良、社内方針や行動規範に基づいた従業員の意識向上のための施策、経済犯罪や不正に対応することに特化した研修を行うなど、さまざまな形態で導入することができる。また不正に関わっていた社員あるいは経営陣に対する適切な制裁は、その後の企業倫理を保つためにも必要となってくる。



## お問い合わせ先

プライスウォーターハウスクーパース株式会社  
フォレンジックサービス

### 佐々木 健仁

パートナー

Tel: 080 3473 8478

Email: takehito.sasaki@jp.pwc.com

### ホンマ シン

ディレクター

Tel: 080 9441 7458

Email: shin.s.honma@jp.pwc.com

### 平尾 明子

マネージャー

Tel: 080 3414 2756

Email: akiko.hirao@jp.pwc.com

### 上野 俊介

マネージャー

Tel: 080 1014 6320

Email: shunsuke.ueno@jp.pwc.com

**www.pwc.com/jp**

PwCは、世界157カ国に及ぶグローバルネットワークに184,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は [www.pwc.com/jp](http://www.pwc.com/jp) をご覧ください。PwC Japanは、あらた監査法人、京都監査法人、プライスウォーターハウスクーパース株式会社、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースおよびそれらの関連会社の総称です。各法人はPwCグローバルネットワークの日本におけるメンバーファーム、またはその指定子会社であり、それぞれ独立した別法人として業務を行っています。

本レポートの電子版およびGlobalレポート英語版／日本語版はこちらからダウンロードできます。

[www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/report.jhtml](http://www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/report.jhtml)

発刊月：2014年3月 管理番号：I201401-13

©2014 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.  
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.